

【福島県】HP掲載版※

| 自治体意見・要望 | 気象庁回答 |
|--|---|
| <p>過去に大きな被害をもたらした災害に照らし、定量的な基準についても定めがあると望ましい。</p> | <p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p> |

※気象庁ホームページの「よくある質問」のページに掲載している趣旨のご意見・ご要望についてはそちらに掲載